

## 第3回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月20日(月) 1時30分～15時02分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (9人)

委員

内	山	正	勝
円	谷		要
松	崎	兵	一
塩	田	善	大
小	針	重	男
石	塚	繁	男
佐	藤	正	尉
常	松		栄
佐	藤	光	榮

農地利用最適化推進委員

大	須	賀	隆
佐	藤	恵	司
小	板	橋	正
金	子	光	市
車	田	敏	彌
小	針	一	和
石	井	透	之
			公

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地賃貸借の合意解約について

議案第1号 令和4年度農用地利用集積計画適否決定について

議案第2号 令和5年度農地利用最適化活動に係る目標設定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 黒澤 伸一

農業委員会書記 高津 優

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。  
開会を職務代理よりお願いします。

職務代理 ただいまから、令和5年第3回天栄村農業委員会総会を開会致します。  
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。  
会長 (会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることと  
なっておりますので、会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、よろしくお願い致します。  
出席、本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則  
第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名  
委員の指名については1番委員、2番委員の両名をお願い致します。それ  
では議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を  
議題といたします。  
事務局より説明願います。  
事務局 (1ページ～3ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(13:37決定)

議長 報告第2号「農地賃貸借の合意解約について」の件を議題といたします。  
事務局より説明願います。  
事務局 (4ページ～5ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(13:40決定)

議長 続いて、議案第1号「令和4年度農用地利用集積計画適否決定について」  
の件を議題といたします。No.1について、務局より説明願います。  
事務局 (6ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この案件につきまして、昨日、それぞれに訪問し、内容を確認した結果事務局の説明どおり間違いありませんでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:43決定)

議長 続いてNo.2について、事務局より説明願います。

事務局 (6ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 先日、両名宅へ訪問し確認をとりました。事務局の説明通りで間違いありません。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:46決定)

議長 続いてNo.3に入る前に、この議案は1番委員 の案件となります。よって、天栄村農業委員会会議規則第10条の規定により、1番委員は退席願います。

(1番委員 退席)

議長 No.3について、事務局より説明願います。

事務局 (6ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区農地利用最適化委員よりご説明願います。

推進委員 この内容について訪問し確認しました結果、間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

( 1 番委員 着席 )

( 1 3 : 4 8 決定 )

議長 続いてN o . 4 について、事務局より説明願います。

事務局 ( 6 ページ朗読 )

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里北部・大里中部地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 両名に確認をとりました。事務局の説明通りで間違いありません。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

( 1 3 : 5 1 決定 )

議長 続いてN o . 5 について、事務局より説明願います。

事務局 ( 6 ページ朗読 )

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里北部・大里中部地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件についても、両名に確認しましたところ、事務局の説明通りで間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:53決定)

議長 続いてNo.6～No.7に入る前に、この議案は6番委員の案件となります。よって、天栄村農業委員会会議規則第10条の規定により、6番委員は退席願います。

( 6番委員 退席 )

議長 No.6～No.7について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (6ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里北部・大里中部地区農地利用最適化委員よりご説明願います。

推進委員 この内容について確認しました結果、間違いなしとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:56決定)

議長 続いてNo.8～No.9について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (7ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・大里南部地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件について、確認しましたところ事務局の説明どおり間違いなしとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

( 6 番委員 退席 )

( 1 4 : 0 0 決定 )

議長 続いてNo.10について、事務局より説明願います。

事務局 (7ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・大里南部地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件に関しまして、双方に連絡をとりましたところ、間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

( 1 4 : 0 2 決定 )

議長 続いてNo.11～No.16について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (7ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。No.11～No.15まで、大里東部・大里南部地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件に関しまして、3月15日から19日にかけて、確認しましたところ、間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 続けて、No.16については、大里東部・大里南部地区農地利用最適化推進委員の案件となりますので、4番委員より説明願います。

4番委員 3月18日に双方へ電話で確認したところ、この内容で間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 10年契約ということですが、施設栽培となると半永久的な建物という認識もできます。10aあたり5,000円というのは、妥当なのか他の近隣地域へ確認願いたいと思います。

事務局 ご意見承りました。近隣の状況を確認しまして、皆様へどのような形で売買・賃貸が行われているかを確認したいと思います。ただ、売買について、天栄村は高いと聞きます。鏡石町・矢吹町は結構安く売買されていると聞きます。今回は、賃借ですので、事務局にて確認後、報告させていただきます。

議長 他に質問ありますか。

4番委員 今回の案件は、土地を整備し、施設を建てるということで、傾斜をつけて整地費用もかかります。5,000円は安く見えますが、栽培し経営が安定してくれば、賃借料の見直しも考えられます。

議長 利用権設定は、相対的な借賃等の設定ですので、もし状況が変わったのであれば、見直しも可能ですので、検討してみてください。

他に、意見・質疑はありませんか。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:15決定)

議長 続いてNo.17について、事務局より説明願います。

事務局 (8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件について、3月17日に確認しましたところ間違いなしのことでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:17決定)

- 議長 続いてNo.18について、事務局より説明願います。  
事務局 (8ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 飯豊・小川地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。
- 推進委員 この件について、3月18日にお会いし、確認しましたところ間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
- 8番委員 以前耕作されていた方は、利用権設定を活用し、貸し借りしてましたか。  
事務局 利用権設定を活用されておりました。  
議長 他に、意見・質疑はないでしょうか。  
(意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(14:20決定)
- 議長 続いてNo.19～No.20について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。  
事務局 (8ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 飯豊・小川地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。
- 推進委員 この件について、両名にお会いし、確認しましたところ間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。



(14:22決定)

議長 続いてNo.21～No.22について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。飯豊・小川地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件について、両名にお会いし、確認しましたところ間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:25決定)

議長 続いてNo.23について、事務局より説明願います。

事務局 (8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。飯豊・小川地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件について、3月18日にお会いし、確認しましたところ間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:28決定)

議長 続いてNo.24～No.25について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (8ページ～9ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 高林・沖内地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件について、両名にお会いし、確認しましたところ間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 5年間の契約を結んでいるようですが、内容が変わったり、する場合はどうするのでしょうか。例えば道路拡張などですが、現時点での契約の内容でよろしいのか。

事務局 現時点での契約ですので、特段問題ないのかなと思います。

議長 他に意見・質疑はございませんか。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:25決定)

議長 続いてNo.26に入る前に、この議案は5番委員の案件となります。よって、天栄村農業委員会会議規則第10条の規定により、5番委員は退席願います。

(5番委員 退席)

議長 No.26について、事務局より説明願います。

事務局 (9ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。担当の湯本・田良尾・大平地区農地利用最適化委員が欠席ですので、代わって7番委員よりご説明願います。

7番委員 この内容について星委員へ確認しました結果、間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(5番委員 着席)

(14：36決定)

- 議長 続いてNo.27～No.33について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。
- 事務局 (9ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。湯本・田良尾・大平地区農地利用最適化推進委員が本日欠席ですので、代わって5番委員よりご説明願います。
- 5番委員 この件について、17日に星委員より、出席できない旨あり、以降確認いたしました。18日に電話で確認いたしました。No.28は、娘さんが■■■■■■にお住まいで、娘さんに確認できました。
- No.29、No.30、No.31、No.32、No.33について自宅を訪問し、■■■さんには、先日、電話にて確認いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
- (意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
- 異議なしの方は挙手を願います。
- 挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
- (14：53決定)

- 議長 続いて、議案第2号「令和5年度農地利用最適化活動に係る目標設定について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事務局 (10ページ～11ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、連携を図りながら、この目標に向かっていければということですが、質問等はございますでしょうか。
- 8番委員 確認ですが、令和5年度の活動は、月6日を目標ということでしょうか。
- 事務局 国の当初指針としては、月半分を最適化活動に設定したい旨ありましたが、研修の際に聞いていただきましたが、記録をきちんとつけてほしいという意図があると考えます。できれば、月6日以上を目標に願います。実際には、活動されております。当然、多ければ多いほうが良いです。こまめに記録をお願いいたします。
- 8番委員 最低6日という認識にしないと、目標を達成できない場合も想定されますので、なるべく活動できるようにしていくほうが良いと思います。

議長 他に異議ございませんか。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:01決定)

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。



事務局長 慎重審議ありがとうございました。閉会を円谷職務代理よりお願いいたします。

円谷職務代理 以上を持ちまして、第3回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(15:02終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和5年4月21日

内山正勝   
松崎真一   
塩田善大 